

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定に基づき、令和元年度において県の行う流域下水道事業のうち、建設に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次の通り定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
				A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	55,517,198
近江八幡市	38,148,439
草津市	62,249,276
守山市	40,751,508
栗東市	39,001,169
甲賀市	45,194,681
野洲市	38,238,201
湖南市	37,564,993
東近江市	68,936,474
日野町	10,591,802
竜王町	12,611,426
計	448,805,167

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	220,745,417

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	151,074,960
長浜市	168,045,024
東近江市	26,351,888
米原市	46,495,216
愛荘町	36,193,605
豊郷町	9,841,718
甲良町	10,945,461
多賀町	10,945,461
計	459,893,333

○湖南中部処理区(守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	66,916,019
栗東市	61,030,481
計	127,946,500

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	228,061,250

4処理区合計	1,485,451,667 円
--------	-----------------

3. 根拠法

下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき  
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和元年度において県の行う流域下水道事業のうち、建設に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額 (円)
大 津 市	276,262,615
彦 根 市	151,074,960
長 浜 市	168,045,024
近 江 八 幡 市	38,148,439
草 津 市	62,249,276
守 山 市	107,667,527
栗 東 市	100,031,650
甲 賀 市	45,194,681
野 洲 市	38,238,201
湖 南 市	37,564,993
高 島 市	228,061,250
東 近 江 市	95,288,362
米 原 市	46,495,216
日 野 町	10,591,802
竜 王 町	12,611,426
愛 荘 町	36,193,605
豊 郷 町	9,841,718
甲 良 町	10,945,461
多 賀 町	10,945,461
計	1,485,451,667

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。